

# 令和5年度住民税非課税世帯に対する 物価高騰対応重点支援給付金の こども加算（5万円／児童1人）について

## 1 給付対象世帯

### 世帯全員の令和5年度分「住民税均等割が非課税」の世帯

- ※基準日（令和5年12月1日）に高島市に住民登録があることが必要です。
- ※住民税課税者に扶養されている方のみで構成される世帯は対象外です。

## 2 給付額

**給付額：児童1人あたり5万円**（児童1人につき1回限り）

こども加算：基準日に平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯が対象となり、原則世帯主に給付されます。

- [例外的に対象となる児童]・基準日の翌日以降に生まれた新生児（申請が必要）  
・対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要）
- [例外的に対象とならない児童]・施設入所児童は住民票の有無に関わらず対象外

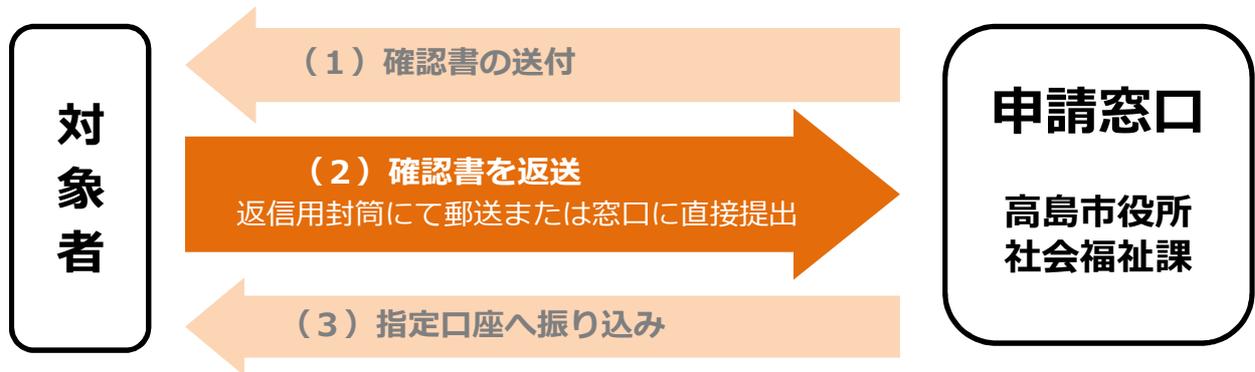
※同一児童が、既に他自治体で同様の給付金を受けた場合は、対象外です。

## 3 給付のための手続き

▶高島市役所 社会福祉課まで確認書をご返送ください。

### 【確認事項】

- ①こども加算対象の児童が生計を同一にする児童であること（チェック欄）
- ②住民税課税者に扶養されている者のみの世帯ではないこと（チェック欄）
- ③給付金の振込口座（変更の場合：本人確認書類・振込先口座の通帳の写しを同封）



## お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

[住所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

[受付時間] 平日8:30~17:15

# 令和5年度住民税非課税の子育て世帯に対する

## 物価高騰対応重点支援給付金「こども加算（5万円/児童1人）」について

令和5年度の住民税の課税状況に基づき、給付対象者に該当するため、お知らせします。

給付を希望される方は、同封の返信用封筒により「確認書」をご返送ください。

※【申請方法】**郵送申請（確認書を同封の返信用封筒により返送すること）**により行います。

### 1. こども加算対象の確認

こども加算対象が生計を同一にする児童であることを確認し、生計同一または異なるのどちらかのチェック欄（□）に**✓**を入れてください。

■申請者が属する世帯のこども加算対象			
	(フリガナ) 氏名	生年月日	生計を同一にする児童である
1	〇〇 〇〇	令和2年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 生計同一 <input type="checkbox"/> 異なる
2	〇〇 〇〇	令和5年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 生計同一 <input type="checkbox"/> 異なる

※必ず生計同一または異なるのどちらかに**✓**してください。

### 2. 世帯状況の確認

(1) 「確認欄」(下記図参照) が設けられていますので、確認後にチェック欄（□）に**✓**を入れてください。 ※**チェックがない場合、給付金は受け取れません。**

■世帯主の方が記入してください。	
確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）	
<input checked="" type="checkbox"/>	① 私の世帯は、給付金の受給を希望します。
<input type="checkbox"/>	② 住民税課税者に扶養されている者のみで構成される世帯ではありません。
<input type="checkbox"/>	③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※必ず①～③の内容を確認して、**✓**してください。

(2) 世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入してください。

※必ず連絡先電話番号欄には「**日中に連絡可能な電話番号**」をご記入ください。

上記記入内容に相違ありません。			
世帯主氏名	●● ●●	確認日	令和 6 年 ●●月 ●●日
連絡先電話番号	090-0000-0000		

### 3. 給付口座の確認

給付口座の「変更が必要な場合もしくは口座欄が空欄の場合」は、受取口座記入欄を記入し、次の書類を確認書の裏面に貼り付けてください。

【添付必要】 ① **本人確認書類の写し**（運転免許証、健康保険証等の写し）

※マイナンバー通知カードは、本人確認書類として取扱いできません。

② **振込先口座の通帳の写し**（見開きページ）

□ 表面口座に代えて（又は表面の口座欄が空欄の場合）、下記の口座への振込を希望します。			
□ 当府の上下水道費、住民税の引当、児童手当等の支給に現に使用している口座であって、世帯主（申請者）全員のこの口座への振込を希望する場合、当府の口座の範囲において、上下水道料、住民税等に振込することを承認します。【この場合、通帳欄の欄には不要】			
□ 上下水道料引当口座 □ 住民税等の引当口座 □ 児童手当の支給口座 【申請者の場合はあらかじめここにチェックしてください】			
【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。			
金融機関名	1. 銀行 4. 信託 7. 信託 2. 企業 5. 農協 3. 信用 6. 協賛		
金融機関コード	支店コード	通帳記号	通帳番号
ゆうちょ銀行			
ゆうちょ銀行全額貯蓄の振込は、ゆうちょ銀行の口座にのみ振込可能です。ゆうちょ銀行の口座に振込される振込・送金をご確認ください。	1	0	※

※必ず「本人確認書類の写し」と「通帳の写し」を添付してください。

【申請受付期限】 **令和6年6月10日（月）【必着】**

【給付金の支払い】・確認書に記載された指定口座への振り込みによりお支払いします。

・指定口座への振り込みには3～4週間程度要しますので予めご了承ください。

※**書類の不足や口座番号等の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。**